

進路希望調査を行います！

できるだけ早い時期から希望する進路を想定し、毎日の生活・学習を積み重ねていくことが大切です。

※本日配布した別紙「進路希望調査用紙」に御記入の上、各担任まで御提出ください。

以下の内容をお読みの上、御協力くださいますようお願いいたします。

本校に通うお子さまの高等部卒業後の進路先は、企業への就労（一般就労）と、施設の利用（福祉的就労）の二つに大別されます。

1 一般就労

一般就労を希望する場合は、お子さまの実態を踏まえ、業種や企業名などについて、できるだけ具体的にお書きください。

2 福祉的就労

私たちは日ごろよく「施設」という言い方をしていますが、正式には、「障害者総合支援法」という国の定めた法律に基づき提供される福祉サービスの担い手「福祉サービス事業所」と呼ばれます。進路先を選ぶためには（主に高等部卒業後に）、どこで、どのような福祉サービスが受けられるのか、二つ一つの福祉サービス事業所の実情をよく理解することが大切になります。

実際には中学部や高等部段階で現場実習を経験しながら時間をかけて進めていくこととなりますが、最終的には、様々な条件を検討し、利用者側と受け入れる事業所側が合意の上で契約を結び利用することとなります。保護者の皆様の主体的な関わりが不可欠となりますので、どうぞよろしく願いいたします。正直「まだ詳しいことはよく分からない……」という方も多いかと存じますので、調査用紙の裏面に自由記述欄を設けました。どんなことでも構いませんので、個別の御質問や御意見などを具体的にお書きください。

※記入に当たっては、令和2年度版の進路の手引き『あゆみ』（10・11ページ等）も御参照ください。※令和3年度版は完成しだい配布いたします。



参考資料 ～各福祉サービス事業所について～

（複数の福祉サービスを提供する「多機能型事業所」は事業ごとに記載。同じ丸囲み数字で表示。）

（1）就労移行支援事業所

一般企業への就労を希望する人に、一定期間（原則2年間）、就労に必要な知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※工賃の支払い義務はないため、施設により工賃の支給状況は異なります。

- ①就労サポートセンターとれいん（気仙沼市）
- ②ホープガーデン気仙沼（気仙沼市）
- ③あすなるホーム（岩手県陸前高田市）
- ④若葉園（登米市東和町）

裏面に続きます……

(2) 就労継続支援A型（雇用型）事業所 月の平均賃金は約7万円（全国平均）

一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※現在、本地域ではA型の指定事業はありません。

※平成27年度高等部卒業生より、卒業後すぐに「就労継続支援B型事業所」を利用する場合は、在学中に「就労移行支援事業所によるアセスメント」（数日から1週間程度）が必要になります。該当される方には、面談等を通じて直接説明をする予定です。

(3) 就労継続支援B型（非雇用型）事業所

月の平均工賃は約1万5千円（全国平均）実際は数千円～3万円程度など大きく幅があります。

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ①ワークショップひまわり（気仙沼市）
- ②ワークショップふれあい（気仙沼市）
- ③松峰園（気仙沼市）
- ④幸町ランチ（気仙沼市）
- ⑤かもみ〜る（気仙沼市）
- ⑥Orange Mates（気仙沼市）
- ⑦さくらワークス（登米市東和町）
- ⑧かなみのもり（登米市登米町）

(4) 生活介護事業所

常に介護を必要とする人に、昼間、排せつ、食事の介護等を行います。

- ①夢の森（気仙沼市）
- ②只越荘（気仙沼市）※身体障害者対象
- ③すろ〜らいふ（気仙沼市）
- ④いっぽ（気仙沼市）※5月開所予定
- ⑤みのりの園（気仙沼市本吉町）
- ⑥すてっぷ（気仙沼市本吉町）
- ⑦のぞみ福祉作業所（南三陸町志津川）
- ⑧アップル（岩手県陸前高田市）

(5) 地域活動支援センター

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

- ①あさひ（気仙沼市）
- ②風の里（南三陸町志津川）

(6) 入所支援事業所

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います〔日中は上記(4)「生活介護」事業となります〕。

- ①高松園（気仙沼市）
 - ②第二高松園（気仙沼市）
 - ③若草園（登米市東和町）
 - ④若生園（登米市東和町）
- ※入所支援利用には、支援区分「4」以上の認定が必要です。

※「生活介護事業所」を利用するためには、「障害程度区分」（障害者に対する介護の必要度を表す6段階の区分。6の方が必要度が高い。）で3以上の認定が必要（満18歳になる年に手続きを行い、市町村審査会での判定に基づき市町村が認定）。

別紙調査用紙の番号と対応しています。御参照の上、「進路希望調査」に御協力ください。
また、どんなにささいなことでもかまいません。疑問があれば、調査用紙の裏面に書いてお寄せください。



